

議案第24号

令和3年度基山町一般会計補正予算（第3号）

令和3年度基山町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ206,126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,532,698千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月4日提出

基山町長 松田 一也

第 1 表 歳入歳出予算補正

( 歳 入 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
12 分担金及び負担金		31,916	202	32,118
	1 分担金	0	202	202
14 国庫支出金		998,785	109,509	1,108,294
	1 国庫負担金	726,440	16,213	742,653
	2 国庫補助金	268,388	93,296	361,684
15 県支出金		522,648	1,904	524,552
	2 県補助金	133,945	1,904	135,849
17 寄附金		703,001	10	703,011
	1 寄附金	703,001	10	703,011
18 繰入金		786,245	47,057	833,302
	1 基金繰入金	785,330	47,057	832,387
20 諸収入		229,279	8,044	237,323
	1 延滞金、加算金及び過料	2,388	571	2,959
	5 雑入	142,092	7,473	149,565
21 町債		414,644	39,400	454,044
	1 町債	414,644	39,400	454,044
歳 入 合 計		7,326,572	206,126	7,532,698

( 歳 出 )

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 議会費		97,869	△123	97,746
	1 議会費	97,869	△123	97,746
2 総務費		1,568,743	65,692	1,634,435
	1 総務管理費	1,387,261	68,005	1,455,266
	2 徴税費	96,073	△3,854	92,219
	3 戸籍住民基本台帳費	71,507	1,541	73,048
3 民生費		2,550,660	19,880	2,570,540
	1 社会福祉費	1,429,512	5,332	1,434,844
	2 児童福祉費	1,120,846	14,548	1,135,394
4 衛生費		785,815	41,510	827,325
	1 保健衛生費	331,318	41,510	372,828
6 農林水産業費		90,749	972	91,721
	1 農業費	82,090	△95	81,995
	2 林業費	8,659	1,067	9,726
7 商工費		250,766	14,924	265,690
	1 商工費	250,766	14,924	265,690
8 土木費		399,277	△4,265	395,012
	1 土木管理費	23,112	2,897	26,009
	2 道路橋梁費	121,626	1,457	123,083
	3 都市計画費	59,064	△1,182	57,882
	5 住宅費	49,626	△7,437	42,189
9 消防費		259,903	△789	259,114
	1 消防費	259,903	△789	259,114
10 教育費		650,450	66,612	717,062
	1 教育総務費	92,128	1,671	93,799
	2 小学校費	101,902	64,257	166,159



第 2 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全対策事業	(千円) 10,500	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
農村地域防災減災事業	(千円) 200	同上	同上	同上
学校教育施設等整備事業	(千円) 28,300	同上	同上	同上

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
道路整備事業	(千円) 15,200	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	(千円) 14,700	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
地方創生基盤整備事業	(千円) 2,300	同上	同上	同上	(千円) 3,200	同上	同上	同上